「大都市制度(特別区設置)協議会」だより

発行・編集/大都市制度(特別区設置)協議会〈事務局〉副首都推進局内 〒 530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX 番号 06-6202-9355

平成30年(2018年)1月 [第1号]

"副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現"に向けて、議論を進めています

【大都市の現状・課題】

- ○市役所の組織が大規模化し、個々の住民とは遠くなる傾向があり、 住民自治の拡充が必要
- ○政令指定都市と都道府県との行政運営の中で、いわゆる「二重行政」 の問題が顕在化しており、その解消が必要

【大阪が抱える課題】

- ○長期の低落傾向を脱し、成長エンジンとして再生させるためには、 東西二極の一極を担う大阪の実現が必要
- ○人口減少・超高齢社会が3大都市圏の中でいち早く到来する中、 **誰もが安心して暮らせる大阪の実現が必要**

- ■左記の課題の解決に向けて、<u>副首都・大阪にふさわしい</u> 大都市制度として、現行法制度で実現可能な<u>「特別区制度」</u> と「総合区制度」の検討を進めています。
- ◆大都市制度(特別区設置)協議会(以下「協議会」と言います。) において、特別区素案が示され、制度案のとりまとめに向け た議論を進めています。
- ◆なお、総合区制度については、大阪市において「総合区素案」 が作成され、今後、大阪市会等での議論を踏まえ、総合区案と してとりまとめられます。

◇ 大都市制度(特別区設置)協議会について

協議会は何をするところ?

- ○大都市地域における特別区の設置に関する法律(以下「法律」と言います。)に基づいて、大阪府・大阪市の両議会の議決を経て設置された協議会です。 【設置日】平成29年(2017年)6月9日
- ○「特別区」を設置するための具体的な制度設計を議論し、特別区設置協定書 (以下「協定書」と言います。)をとりまとめます。

協議会でどんな議論をしているの?

- ○法律で協定書に定めることとされている次の項目について議論しています。
- ■特別区の設置の日
- ■特別区の名称及び区域
- ■特別区の設置に伴う財産処分に関すること
- ■特別区の議会の議員の定数
- ■特別区と大阪府の事務の分担に関すること
- ■特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整に関すること
- ■大阪市と大阪府の職員の移管に関すること

等

協議会のメンバーは?

○必要に応じて、総合区の検討状況に関し、報告や協議を行います。

〇大阪府知事、大阪市長、大阪府議会議員(9名)、大阪市会議員(9名)の合計20名の委員で構成しています。 (平成30年(2018年) 1月1日現在)

委員区分	大阪府			大阪市		
会 長	今井	豊	維新			
知事・市長	松井	一郎	(知事)	(B)	吉村 洋文	(市長)
議長	大橋	一功	維新	9	山下 昌彦	維新
議員	河崎	大樹	維新		辻 淳子	維新
	横山	英幸	維新	1	守島正	維新
	花谷	充愉	自民		德 田 勝	維新
	徳永	愼市	自民		黒田 當士	自民
	杉本	太平	自民		川嶋 広稔	自民
	八重	堅 善幸	公明		辻 義隆	公明
	中村	広美	公明		山田 正和	公明
					山中 智子	共産